

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月28日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 定期監査（前期・後期）（23監査第 111号）分

指摘事項		当初措置 (24年度)	平成25年度の措置状況	担当課
1 重点事項 (1) 規則に則った補助金等交付事務を行うべきもの (報告書3ページ)	団体への補助金について、補助金交付要綱等が規定されていないため、補助金の算出根拠が不明瞭なものが見受けられた。	当該補助金について、補助対象経費の見直しも含めた新たな補助金交付要領の制定を、24年度中に行う予定である。	補助金の交付基準について、補助対象となる経費の基準及び補助率の上限(2分の1以内)を設けた要領を作成し、平成26年度から要領に基づいた交付事務を行う。	観光振興課
2 収入事務 (3) 条例に則った収入事務を徹底すべきもの (報告書5ページ)	エ 条例では、使用料は前納するものと規定しているが、納付書が使用日以後に発行され、後納されていた事例が散見された。	使用実績により料金が決定するため、現在の前納方式が実態と乖離しているため、使用料について、他の施設に合わせて、平成25年度4月から時間区分による使用とし前納とする、条例改正の手続きをしている。	平成25年度4月から時間区分による使用とし、前納とする条例改正を行っている。	農業政策課